

介護保険事業者における事故発生時の取扱いについて

益田市

介護保険のサービス提供中に発生した事故について、益田市に報告する場合の手続等について決めました。詳細については、下記事項を参考の上報告をお願いします。

1. 事故発生時の対応

事故が発生した場合、事業者は速やかに応急措置を行うとともに、必要に応じ医療機関に受診の手続を行い、家族に連絡して下さい。その後、下記事項を参考の上、市、居宅介護支援事業所等に速やかに報告して下さい。

2. 報告の対象

介護保険事業者がサービス提供中（送迎を含む。）に発生した事故について報告して下さい。

注1：送迎を含むとは、介護保険の報酬対象部分の送迎だけでなく、施設への入退所時等の報酬対象以外の送迎も含まれます。

注2：サービス提供中とは、後日事故が判明しても、その原因がサービスの提供中に発生したのものも含まれます。

3. 事故の範囲

介護保険事業者側の過失の有無を問わず、下記の各号のいずれかに該当すれば報告して下さい。

(1) 医療機関での受診を要する傷害事故又は死亡事故が発生した場合

注1：念のために受診したが、治療を必要としない軽いケガは除く。

注2：利用者の過失による事故であっても、(1)に該当する場合は報告して下さい。

注3：利用者が疾病による死亡であっても、サービス提供中の死亡事故であれば全て報告して下さい。

(2) 食中毒、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第9項に規定するものをいう。）が発生した場合

注1：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条については別紙のとおりです。

注2：感染症又は食中毒の発生が疑われる際の報告は、以下の①～③に該当する場合に行って下さい。

① 同一の感染症若しくは食中毒による重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合

② 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

③ ①、②に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業者が報告を必要と認める事故が発生した場合

注：介護保険事業者が報告を必要と認める事故とは、利用者への虐待、体罰、人権侵害、利用者からの預り金の横領など不祥事について考えられます。

4. 報告場所及び報告者

益田市福祉環境部高齢者福祉課（事業者指導係）に様式1又は2により、事故の状況を把握している方（例えば、事業所の管理者）により報告して下さい。

注：事故処理が長期化した場合は、中間報告をお願いします。（様式2に「中間報告」を追加して報告して下さい。）

5. 適用年月日

平成30年4月1日よりのサービス提供中の事故について報告して下さい。